

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 3月 6日

香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	高松琴平電気鉄道株式会社 高松市栗林町2丁目19番20号																										
大規模小売店舗の名称及び所在地	コトデン瓦町ビル 高松市常磐町1丁目3番地1ほか																										
変更しようとする事項	<p>1 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>小売業者名</th> <th>開店時刻</th> <th>閉店時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>ことでんサービス株式会社</td> <td>午前6時00分</td> <td>午後12時00分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>株式会社高松天満屋 外</td> <td>午前10時00分</td> <td>午後7時30分</td> </tr> <tr> <th>変更後</th> <th>小売業者名</th> <th>開店時刻</th> <th>閉店時刻</th> </tr> <tr> <td></td> <td>ことでんサービス株式会社</td> <td colspan="2">24時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>株式会社高松天満屋 外</td> <td>午前10時00分</td> <td>午後7時30分</td> </tr> </tbody> </table>			変更前	小売業者名	開店時刻	閉店時刻		ことでんサービス株式会社	午前6時00分	午後12時00分		株式会社高松天満屋 外	午前10時00分	午後7時30分	変更後	小売業者名	開店時刻	閉店時刻		ことでんサービス株式会社	24時間			株式会社高松天満屋 外	午前10時00分	午後7時30分
変更前	小売業者名	開店時刻	閉店時刻																								
	ことでんサービス株式会社	午前6時00分	午後12時00分																								
	株式会社高松天満屋 外	午前10時00分	午後7時30分																								
変更後	小売業者名	開店時刻	閉店時刻																								
	ことでんサービス株式会社	24時間																									
	株式会社高松天満屋 外	午前10時00分	午後7時30分																								
変更年月日	平成25年3月1日																										
変更理由	来客の利便性向上のため																										

2 届出年月日

平成25年2月28日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課
縦覧期間	平成25年3月6日から平成25年7月6日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内（平成25年7月6日まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業経済部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	<p>ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名</p> <p>イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革</p> <p>ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>エ 意見の内容</p>
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ